

一級建築士定期講習 二級建築士定期講習 木造建築士定期講習

案内

登録講習機関
財団法人 建築技術教育普及センター
登録年月日：平成20年11月28日 登録番号：第1号

平成20年11月28日に施行された新建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という）を受けることが義務付けられています。

■ 経過措置

現在建築士事務所に所属又は平成24年3月31日までに所属する建築士で、建築士定期講習を受けたことがない方は、平成24年3月31日までに建築士定期講習を受けなければならないことになっています。

また、平成20年度で建築士定期講習を受けた方は、今年度に必ず建築士定期講習（2回目）を受けなければなりません。

（なお、今年度、佐賀県での建築技術教育普及センター主催の定期講習会は今回が最後です）

■ 講習案内

1-1. 受講申込関係書類の配布窓口

- (1) 配布場所 (社)佐賀県建築士会 事務局 TEL 0952-26-2198
- (2) 配布期間 平成23年11月1日(火)～12月9日(金)
- (2) 配布時間 午前9時30分～午後4時30分（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日は除く。）

1-2. 受講申込関係書類の郵送等による配布
郵送等での配布を希望される方は、講習会を担当する各団体にお問い合わせ下さい。（送付に係る費用は受講者負担となります。）

2. 受講申込書の受付

- (1) 受付場所 (社)佐賀県建築士会 事務局 TEL 0952-26-2198
- (2) 受付期間 平成23年11月28日(月)～12月9日(金)
※20年度受講者の方は、普及センターから送付された「平成23年度1級・2級・木造建築士定期講習受講申込書」でお申込み下さい。
- (3) 受付時間 午前9時30分～午後4時（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日は除く。）

3. 受講手数料(テキスト代を含む)

- (1) 受講手数料は所定の払込用紙を使用し、必ず窓口で個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付して下さい。
（振込手数料は受講者負担となります。）
- (2) 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかった場合を除き、返還されません。
- (3) 受講申込書類の不備などにより受講資格の確認ができない方については、受講手数料を返還します。
- (4) 講習テキストは講習日当日に会場で配布します。

4. 講習日及び講習地

- (1) 佐賀県での講習日は平成24年1月31日(火)です。
- (2) 講習の受付は申込受付順とし、一つの講習に受講希望者が集中した場合は又は極端に少ない場合は、希望する講習地の講習日で受講ができない場合があります。

5. 講習地及び講習日の変更

転勤などやむを得ない事情がある場合で、かつ、変更先の会場に余裕のある場合に限り、講習地及び講習日の変更が可能です。指定された講習日の1週間前までに、変更希望先の講習地の各団体へ申し出て下さい。

6. 講習の構成

- (1) 講習は1日で実施し、テキストを使用した講義(5時間)と修了考査(1時間)の構成になります。なお、講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- (3) 一級建築士定期講習、二級建築士定期講習及び木造建築士定期講習の講義時間、講習内容及び修了考査の時間は同一ですが、修了考査の問題数が異なります。
- (4) 講習開始時刻等の当日の実施時刻は、講習会場により異なりますので、受講を希望する講習会を担当する各団体の受講案内により必ず確認して下さい。（講義時間及び修了考査時間の変更はありません。）

7. 修了者の発表

- (1) 講習修了者の発表は、講習実施月の翌月末を予定しています。
- (2) 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかった方にもその旨通知します。
※「修了証」「通知書」が届かない場合には、センター業務部業務第三課(03-5524-3105)にお問い合わせください。
- (3) 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表の公表については、講習を実施した各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。
- (4) 修了考査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度4月末に各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。

8. 個人情報取扱いについて

・建築士定期講習受講者の修了情報は、建築士名簿に登録されます。建築士名簿と照合が必要な場合には、建築士名簿の登録事務を行なっている機関に受講申込書等の情報を提供する場合があります。
・収集した個人情報は、講習の情報提供などの目的で使用させていただきます。また、当センターの個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、当センターホームページ (<http://www.jaiec.jp/>) をご覧下さい。